

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月19日
【発行者の名称】	韓国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of Korea)
【代表者の役職氏名】	殷 成洙 (Sung-soo Eun) 銀行長 (Chairman and President)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03)5802-5860
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	債券
【発行登録書の内容】	
提出日	平成30年6月5日
効力発生日	平成30年6月13日
有効期限	平成32年6月12日
発行登録番号	30-外債2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年6月19日（提出日）である。
【提出理由】	発行登録書に「韓国輸出入銀行2022年7月21日満期米ドル建債券」に係る一定の記載事項および添付書類を追加・添付するため、本訂正発行登録書を提出するものである。 (訂正内容については、本文を参照のこと。)
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルを意味する。

(注2) 本書における未定事項は、2018年6月下旬に決定される予定である。

【訂正内容】

以下の記載が、発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に挿入される。

< 「韓国輸出入銀行2022年7月21日満期米ドル建債券」に関する情報 >

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

以下に記載するもの以外については、本債券に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
大和証券株式会社 (以下「売出人」という。)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【売出債券の名称】	韓国輸出入銀行2022年7月21日満期米ドル建債券 (以下「本債券」という。) (注1)(注5)		
【記名・無記名の別】	無記名式(注7)	【券面総額】	(未定)米ドル(注2)
【各債券の金額】	額面10,000米ドル	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	(未定)米ドル (注2)	【利率】	未定 (仮条件:額面金額に対し 年2.80%±0.50%) (注2)
【利払日】	1月21日および7月21日	【償還期限】	2022年7月21日 (以下「満期日」とい う。)
【売出期間】	2018年7月5日から 2018年7月11日まで (注3)	【受渡期日】	2018年7月17日(注4)
【申込取扱場所】	売出人の日本国内における本店および各支店(注6)		

(注1) 本債券は、韓国輸出入銀行(以下「発行者」または「当行」という。)が設定した2018年5月11日付グローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「GMTNプログラム」という。)および2018年6月下旬に調印される予定のプライシング・サプルメント(以下「プライシング・サプルメント」という。)に基づき、大和証券キャピタル・マーケッツ・シンガポール・リミテッドによりユーロ市場で引き受けられ、2018年7月13日(ロンドン時間)(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 上記の券面総額および売出価格の総額は、ユーロ市場で発行される本債券の額面総額と同額である。売出債券の券面総額および本債券の利率は、上記の仮条件に基づく本売出しの需要状況を勘案した上で、2018年6月下旬に決定される予定である。なお、仮条件は市場の状況を勘案して変更されることがあり、また決定される利率は上記の仮条件の範囲外の値となる可能性がある。

- (注3) 上記の売出期間は、市場の状況を勘案して最大1週間程度繰り延べられることがある。
- (注4) 上記の発行日および受渡期日は、売出期間の変更に応じて変更されることがある。
- (注5) 本債券に関し、日本国金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金商法」という。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付けはない。ただし、発行者は、本債券に関し、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)(この格付業者は、下記に定義される無登録格付業者である。)に依頼しており、本債券の発行条件の決定後にかかる格付を取得できる予定である。
- 発行者は、本書の日付現在、ムーディーズよりAa2の発行体格付を、またS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)よりAAの長期発行体格付を、それぞれ付されている。
- 本書の日付現在、ムーディーズおよびS&Pは金商法第66条の27に基づく登録がなされていない信用格付業者(以下「無登録格付業者」という。)である。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、また金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注6) 本債券の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。各申込人が売出人との間で行う本債券の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (注7) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づく登録がされておらず、今後も登録される予定もなく、証券法の登録義務を免除される一定の取引を除き、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対しましてはその計算でもしくはその利益のために、募集または売り付けられることはない。本段落において使用される用語は、別段の記載がない限り、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は無記名式であり、アメリカ合衆国の税法上の要件に服し、アメリカ合衆国の税規則上認められている一定の取引を除き、アメリカ合衆国内もしくはその属領においてまたはアメリカ合衆国人に対して募集され、売り付けられまたは引き渡されることはない。本段落において使用される用語は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法およびこれに基づく規則に規定される意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

本債券については、債券の管理会社は設置されていない。ただし、以下の財務代理人が任命されている。

【財務代理人】

本債券にかかる財務代理人（以下「財務代理人」という。）は、以下のとおりである。

会社名	住 所
ドイチェ・バンクAG ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB、 グレート・ウィンチェスター・ストリート1、 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

担保設定制限条項が定められている。内容については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当事項なし。なお、債務不履行事由による期限の利益喪失については、下記「3 償還の方法 - (3) 債務不履行事由による償還」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

各本債券には、その額面金額に対して2018年7月13日（以下「利息起算日」という。）から年（未定）パーセントの利率で利息が付され、かかる利息は2019年1月21日を初回とし、それ以降満期日である2022年7月21日を最終回とするまで毎年1月21日および7月21日（それぞれを以下「利払日」という。）に、利息起算日または直前の利払日（いずれも当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、後払いされる。各利払日に支払われる利息の金額は、10,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドル（ただし、初回利払日に支払われる（すなわち、利息起算日（当日を含む。）から2019年1月21日（当日を含まない。）までの期間にかかる）利息の金額は、額面10,000米ドルの各本債券につき（未定）米ドル）である。

いずれかの利払日が支払営業日（下記「3 償還の方法 - (4) 支払」に定義する。）でない場合、下記「3 償還の方法 - (4) 支払」最終段落の規定が適用される。

本債券の利息は、償還期日以降はこれを付さない。ただし、適法な呈示に際して、元金の支払が不当に差控えられ、または拒否された場合はこの限りでなく、かかる場合、関連日（下記「8 課税上の取扱い - (1) 日本国外での租税」に定義する。）まで、（判決の前後を問わず）引続き本「2 利息支払の方法」に定める方法で「1 売出要項」に定める利率による利息が付される。

利息金額が指定されていない期間につき利息の計算が必要な場合には、当該期間の日数（1カ月30日とする12カ月からなる1年360日を基準として計算される。ただし、(i) 当該期間の最終日が月の31日目に当たるが、当該期間の初日が月の30日または31日以外の日である場合、かかる最終日を含む月は1カ月30日の月に短縮されるものとみなされない。また() 当該期間の最終日が2月の最終日に当たる場合、2月は1カ月30日の月に延長されるものとみなされない。)を360で除して計算される。

当該計算の結果得られるすべての米ドル建の金額は、1米セント未満を四捨五入する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

期限前に償還される場合、または買入消却される場合を除き、各本債券は2022年7月21日に額面金額で償還されるものとする。ただし、2022年7月21日が支払営業日でない場合、「(4) 支払」最終段落の規定が適用される。

(2) 税制上の理由による償還

()大韓民国(以下「韓国」という。)、その下部行政主体または韓国のもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権解釈の変更(かかる変更または改正は発行日より後に効力を生じる場合に限る。)の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い - (1) 日本国外での租税」に定められもしくは言及される追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになり、かつ()発行者が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避することができない場合には、本債券は、発行者の選択により、本債券の保有者(以下「本債権者」という。)に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を行うことにより、各本債券につき、額面金額をもって、償還のために設定された日までの経過利息とともに、その全額(一部は不可)を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、発行者が、もし本債券に係る支払期日が到来していればかかる追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の90日より前に行うことはできない。本段落に従って償還の通知を行う前に、発行者は、財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利があることおよびかかる償還を行う発行者の権利の前提条件が発生したことを示す事実を記載し、発行者の理事2名が署名した証明書ならびに発行者がかかる変更もしくは改正の結果追加額の支払義務を負っているか、またはこれを負うことになる旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を交付するものとする。

(3) 債務不履行事由による償還

債務不履行事由

以下の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが生じこれが継続している場合には、いずれの本債権者も、指定事務所における財務代理人に対して、その保有する本債券に関し直ちに支払われるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより当該本債券は、さらなる手続きを要することなく、支払期日までの経過利息とともに期限の利益を喪失し、額面金額で直ちに支払われる。

- () 不払い： 発行者がいずれかの本債券の利息または元本を支払期日に支払わず、かかる不払が15日間継続するとき。
- () その他の義務違反： 発行者が、本債券に定めるその他の義務のいずれかの履行または遵守を怠り、かかる懈怠が治癒不能である場合、または本債権者によりかかる懈怠の通知が発行者に対して行われた後30日以内に治癒されない場合。
- () クロス・デフォルト： 発行者もしくはその主要子会社のいずれかの元本総額が10,000,000米ドル（もしくはその他の通貨によるその相当額）以上のその他のノート、ディベンチャー、債券もしくは借入金債務（以下「特定負債」と総称する。）が債務不履行により期限の利益を喪失したとき、または特定負債に係る担保権実行の措置がとられるとき、または発行者もしくはその主要子会社のいずれかが特定負債のいずれかの返済をその支払期日（もしくは支払猶予期間の適用がある場合はその満了時）において怠るとき、または発行者もしくはその主要子会社のいずれかにより付与された他の者の特定負債に係る保証もしくは補償が履行期に履行請求を受けた時に履行されないとき（ただし、かかる支払を行う義務が適切な手段により誠実に争われている場合はこの限りでない。）。
- () 強制執行手続き： 発行者またはその主要子会社のいずれかの財産、資産または収入の重要な部分に対して強制執行の差押え、その他法的手続きが実施もしくは実行され、またはかかる処分の言渡しがなされるとき（ただし、かかる差押えまたは執行が誠実に争われている場合、またはかかる実施、実行または言渡しの後60日以内に停止される場合を除く。）。
- () 支払不能： 発行者またはその主要子会社のいずれかが支払不能となり、もしくは弁済期の到来したその債務を支払うことができないとき、または発行者もしくはその主要子会社について、もしくは発行者もしくはその主要子会社の事業、財産、資産もしくは収入の全部もしくは一部について管理人、清算人もしくは管財人の選任を申立て、同意もしくは認容するとき、またはその債務もしくはその一部の整理もしくは繰延のための法律上の手続きをとるとき、またはその債権者との間でもしくはかかる債権者のために一般譲渡もしくは債務再編もしくは和解を行うかもしくは締結するとき、またはその事業の全部もしくは重要な一部を中止もしくは中止するおそれのあるとき。
- () 清算： 発行者またはその主要子会社のいずれかの清算に係る命令がなされるか、または有効な決議が行われるとき。
- () モラトリアム： 発行者もしくはその主要子会社のいずれかの負債について発行者によりモラトリアムが合意、宣言されるとき、または韓国が韓国の対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）の支払についてモラトリアムを宣言するとき、または韓国がかかかる対外負債もしくはこれに適用がある条項の違反の結果かかる対外負債（保証に基づいて生じる債務を含む。）に係る金額を期限前に弁済する義務を負うことになるとき、または韓国が国際通貨基金もしくは国際復興開発銀行の有資格の加盟国でなくなるとき、または韓国の外貨準備がいずれかの債権者一般もしくは何らかの種類の債権者のためにリーエン、チャージ、抵当、負担もしくはその他の担保権または分離もしくはその他の優先的取決め（担保権を構成するか否かを問わない。）の対象となるとき。
- () 第37条： 韓国が発行者を直接または間接的に支配しなくなるとき、または1969年韓国輸出入銀行法（その後の改正を含む。）第37条（以下「第37条」という。）に規定する発行者に対する金融支援を理由の如何を問わず提供しなくなるとき、または第37条が本債権者の権利を害する方法で改正されるかもしくは廃止されるとき。

- () 授權および同意： () 発行者が適法に本債券に基づき契約を締結し、本債券に基づく権利を行使し、その義務を履行および遵守できるようにし、また() これらの義務が法的に拘束力を有しかつ強制可能であるようにするために、実行、履践または実施することがいずれかの時点において必要な行為、条件または事柄（必要な承認、認可、授權、免除、届出、免許、命令、記録または登録の取得または遂行を含む。）が実行、履践または実施されていないとき。

本「(3) 債務不履行事由による償還」において、

「対外負債」とは、韓国の通貨以外の通貨建の借入金の支払または返済債務を意味する。発行者は、債務不履行事由の不存在について定期的にその証拠を提出する義務を負わない。

「主要子会社」とは、当該時点における発行者の子会社（代理契約（以下に定義する。）に定義する。）で、以下に該当するものを意味する。

- () 発行者に帰属するその子会社の資産合計または総収益（または問題の子会社自体が子会社を有している場合は、問題の子会社の連結資産合計もしくは（場合により）連結総収益）が発行者の連結資産合計もしくは連結総収益の20%以上であるもの（これらすべては、当該子会社および当該子会社の子会社で、当該子会社が連結計算書を作成している場合はかかる連結計算書に含まれるであろういずれかの他の事業体のその時点で直近の監査済計算書類ならびに発行者のその時点で直近の連結計算書を参照して算定される。）。または
- () 譲渡の直前に主要子会社に該当する子会社からその全部もしくは実質的に全部の資産および事業の譲渡を受けるもの。

(4) 支払

本債券に関する元金および利息の支払は、以下を条件として、いずれかの支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義する。）の米国外の指定事務所における当該本債券または利札（以下「利札」という。）の呈示および引渡（利札の場合は、本債券の償還期日が利息支払の期日でない場合を除く。）により、ニューヨークの銀行宛に振出される米ドルで支払われる小切手または保有者の選択により支払受取人がニューヨークの銀行に開設する米ドル建の口座への振替により行われる。

上記にかかわらず、以下の場合には、本債券に関する支払は、支払代理人のニューヨーク市に所在する指定事務所において上記と同様の方法で行うことができる。すなわち、(i) 発行者が、当該支払代理人が期日に上記の方法で本債券にかかる金員の支払を行うことができるという合理的な予想の下に、米国外に指定事務所を有する支払代理人を任命している場合、(ii) 当該すべての事務所における当該金員全額の支払が為替管理または当該金員の支払もしくは受領に関するその他これに類する制約により違法または実質的に禁止される場合、および(iii) 当該支払が米国法によりその時認められている場合（ただし、発行者の見解により、当該支払が発行者に対して税務上の悪影響を及ぼすことはないときに限る。）。

すべての支払は、いかなる場合も支払の場所において適用ある財政法その他の法律、規則および指令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い - (1) 日本国外での租税」に記載の規定を損なわないものとする。当該支払に関して、本債券者または利札の保有者（以下「利札保有者」という。）に対していかなる手数料または経費も請求されない。

本債券または利札に関する支払の日が支払営業日でない場合、当該本債券または利札の保有者は翌支払営業日まで支払を受けることができず、かかる支払の繰延について追加の利息またはその他の金員の支払を受けることができない。本書において「支払営業日」とは、関連呈示地（本債券が現物債の場合）ならびにロンドン、ニューヨークおよびソウルにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済業務を行い、かつ一般業務（外国為替取引および外国為替預金を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

(5) 本債券の買入および消却

発行者およびそのいずれかの子会社は、公開市場等において価格の如何を問わず随時本債券（ただしこれに関連する期限未到来の利札が付され、またはこれとともに引渡されるものとする。）を買入れることができる。

発行者もしくはそのいずれかの子会社により、またはこれらのために買入れられたすべての本債券は、当該各本債券を期限未到来のすべての利札とともに消却のため財務代理人に引渡すことができ、引渡された本債券（これに付されまたはこれとともに引渡された期限未到来のすべての利札とともに）は、発行者により償還済みのすべての本債券とともに、直ちに消却される。消却のため引渡された本債券は、再発行または転売されることはなく、当該本債券にかかる発行者の義務は消滅する。

4【元利金支払場所】

本債券に関する支払金額の支払のための支払代理人（財務代理人を含む。）（以下それぞれを「支払代理人」という。）および支払場所は、次のとおりとする。

会社名	住所
ドイツェ・バンクAG ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB、 グレート・ウィンチェスター・ストリート1、 ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street London EC2N 2DB, United Kingdom)
ドイツェ・バンク・トラスト・ カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)	アメリカ合衆国ニュージャージー州07311-3901 ジャージー・シティ、MS 0699 100 プラザ・ワン、6階 ドイツェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー 気付 (c/o Deutsche Bank National Trust Company 100 Plaza One, 6th Floor, MS 0699 Jersey City, New Jersey 07311-3901 United States of America)
ドイツェ・バンク・ルクセンブルグS.A. (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)	L-1115 ルクセンブルグ ブルヴァール・コンラート・アデナウアー 2 (2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg)

5【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後債務を構成し、今後も常にかかる債務を構成し（ただし、次段落の規定に従う。）、また本債券相互の間において発行日の前後または支払通貨その他により優先劣後することなく、発行者のその他すべての無担保かつ非劣後の一般債務と少なくとも同順位であり、今後もかかる債務と同順位である（ただし、韓国法に基づく一定の法定の例外に従う。）。

本債券または利札が未償還（改正・再録済みの2016年5月13日付発行・支払代理契約（以下「代理契約」という。）に定義する。）である限り、発行者および主要子会社（上記「3 償還の方法 - (3) 債務不履行事由による償還」に定義する。）のいずれも、（ ）いずれかの相場負債（以下に定義する。）または（ ）いずれかの相場負債債務に関する保証もしくは補償その他同種の債務を担保するために、その財産、資産または収入（現在または将来のものかを問わない。）の全部または一部の上に抵当権、負担、質権その他の担保権を設定し、または存続させない。ただし、いずれのかかる場合においても、当該負債、保証、補償もしくはその他同種の債務に対して付されているかもしくは存在している同一の担保または特別決議（代理契約に定義する。）により承認されるその他の担保が同時に本債券または利札に付与される場合はこの限りでない。

「相場負債」とは、(a)その条項によりウォン以外の通貨で支払われもしくは支払を受ける権利を付与するものであるか、またはウォン建てであり、かつその額面総額の50%超が発行者によりもしくは発行者の承認により韓国外で当初販売され、かつ(b)韓国外の証券取引所、店頭市場またはその他の証券市場で現在値付けられ、上場され、通常売買もしくは取引され、またはその可能性がある、ノート、ディベンチャー、債券またはその他の負債を証する証書を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

本債券については、債券の管理会社は設置されていない。ただし、財務代理人が任命されており、かかる財務代理人の職務は以下のとおりである。

財務代理人は、発行者のために、本債券の発行および本債券にかかる支払に関する職務等、代理契約に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札保有者との間に義務または代理もしくは信託関係を負うものではない。

7【債権者集会に関する事項】

(a) 債権者集会： 代理契約には、特別決議（代理契約に定義する。）による本債券の要項（以下「要項」という。）の修正を含む、本債権者の利益に影響を及ぼす事項を議題とする債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は、その時点において発行済みの本債券の額面金額の10%以上を保有する本債権者がこれを招集することができる。特別決議を検討するために招集された集会の定足数は、その時点において発行済みの本債券の額面金額の過半数を保有もしくは代表する2名以上の者とし、延会においては保有もしくは代表する本債券の額面金額にかかわらず本債権者もしくはこれを代表する者2名以上とする。ただし、当該集会における議案にとりわけ以下の議案の審議が含まれる場合はこの限りでない。すなわち、（ ）本債券の満期日もしくは償還日または本債券にかかる利息支払日もしくは利息金額の変更、（ ）本債券の額面金額もしくはその償還に際して支払われるべきプレミアムの減額もしくは消却、（ ）本債券にかかる利率の引下げ、（ ）本債券の支払もしくは表示通貨の変更、（ ）要項において特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を受けてのみとることができる措置をとること、または（ ）債権者集会における定足数もしくは特別決議を採択するために要する過半数に関する規定の修正。適法に採択された特別決議は、本債権者（当該決議が採択された集会への出欠を問わない。）およびすべての利札保有者を拘束する。

(b) 代理契約の修正： 発行者は、そうすることが合理的にみて本債権者の利益を損なうものであると予測されない場合にのみ、代理契約の修正または代理契約の違反、予想される違反もしくは不遵守の放棄もしくは承認を認める。

8【課税上の取扱い】

(1) 日本国外での租税

本債券および利札に関する元金金の一切の支払は、韓国によりもしくは韓国内においてまたは韓国内のもしくは韓国の課税当局により課される公租公課（いかなる性質のものであるかを問わない。）を課されることなく、控除または源泉徴収されることなく行われるものとする。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除を要求される場合はこの限りでない。その場合、発行者は、本債権者または利札保有者が受領する金額が、かかる源泉徴収もしくは控除が必要とされなければ本債権者および利札保有者が受取っていたはずの金額となるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には本債券または利札について追加額は支払われない。

- (a) 単に本債券または利札を保有していること以外に韓国と何らかの関係の有していることを理由に、当該本債券もしくは利札についてかかる公租公課に服する保有者もしくはこれを代理する第三者に対して支払われる場合。
- (b) 当該本債券または利札を欧州連合加盟国内の他の支払代人に呈示することによりかかる源泉徴収もしくは控除を回避できたはずの保有者に対して、またはそのために支払われる場合。
- (c) 法定要件を遵守するか、もしくは第三者にこれを遵守させることにより、または当該本債券もしくは利札が支払のために呈示される場所における課税当局に対して非居住者の申告もしくはその他同種の免除申請を行うか、もしくは第三者にこれを行わせることにより、当該控除または源泉徴収を適法に回避できた（しかしそのような回避をしなかった）保有者に対する、またはこれを代理する第三者に対して支払われる場合。
- (d) 関連日から30日経過した後支払のために呈示されたものに関する支払の場合。ただし、その保有者がかかる30日目の日に支払のために呈示していれば当該追加額の支払を受けることができた場合に限る。

本書において、本債券または利札に関する「関連日」とは、それに関する支払が最初に期限到来した日、または（支払われるべき金員が不当に差控えられもしくは拒否された場合は）未償還残高全額の支払がなされる日または要項に従って本債券もしくは利札のさらなる呈示がなされた場合に当該支払がなされる（ただし、実際の支払はかかる呈示があった場合になされる。）旨の通知が適法に本債権者に対してなされてから7日後の日をいう。本書において（ ）「元金」には本債券に関して支払われるプレミアム、償還金額および「3 償還の方法」に従って支払われるべき元金の性質を有するその他一切の金員を含むものとみなし、（ ）「利息」にはすべての利息金額および「2 利息支払の方法」に従って支払われるべきその他一切の金員を含むものとみなし、（ ）「元金」および/または「利息」には「8 課税上の取扱い - (1) 日本国外での租税」に基づき支払われることのある追加額を含むものとみなす。

(2) 日本国の租税

本債券に投資した場合の日本国における現行の課税上の取扱いは、以下のとおりである。

本債券の利息は、現行の税法の定めるところにより、一般に利子所得として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、当該利息額に所得税および復興特別所得税の合計15.315%の税率（日本国の居住者の場合は他に住民税5%が加算され、20.315%の税率）を適用して源泉徴収が行われる。日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は上記税率による申告分離課税の対象とされているが、申告不要制度の適用を選択することも可能であり、かかる選択を行った場合は日本国の居住者の利子所得に係る課税関係は源泉徴収によって完了する。

内国法人の場合は、本債券の利息はその課税所得に含められ法人税の対象となるが、上記税率による源泉徴収額を一定の制限のもとで法人税額から控除することができる。

日本国の居住者が取得する本債券の譲渡（償還を含む。）益は上記の20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、本債券に係る利子所得および譲渡損益は一定の条件のもとに上場株式等を含む一定の他の有価証券に係る利子・配当所得および譲渡損益との損益通算が可能となっており、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については翌年以後3年間の繰越控除が認められる。

内国法人の場合は、本債券の譲渡（償還を含む。）損益は、法人税および住民税の課税所得の計算に算入される。

9【準拠法及び管轄裁判所】

(a) 準拠法： 本債券ならびに本債券に起因しもしくは本債券に関連する一切の事項、争い、請求もしくは契約外債務は、英国法に準拠し、英国法に従って解釈されるものとする。

(b) 英国の裁判所： 英国の裁判所は、本債券に起因しもしくは本債券に関連する紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属管轄権を有するものとする。

(c) 適切な裁判地： 発行者は、英国の裁判所が紛争の解決に最も適切かつ便利な裁判所であること、よってこれに反する主張をしないことに同意する。

(d) 英国外で訴訟を提起する本債権者の権利： 上記「(b) 英国の裁判所」は、本債権者の利益のみの規定である。従って、本「9 準拠法及び管轄裁判所」のいかなる規定も、本債権者が他の裁判管轄において紛争に関連した手続き（以下「手続き」という。）をとることを妨げるものではない。

法律により認められる限りにおいて、本債権者は複数の法域において同時に手続きをとることができる。

(e) 訴状送達： 発行者は、手続きを開始する文書およびこれら手続きに関連して送達を要するその他の文書が、英国ロンドン市EC2M 6XB、ムーアゲート155、ムーアゲート・ホール3階または1985年会社法第XXIII部に従って訴状を送達することができる連合王国内の発行者の住所に所在のケクシム・バンク（UK）リミテッドに送付されることにより、発行者に送達されることに同意する。本項の規定は、法律により認められるその他の方法で送達を行う本債権者の権利に影響するものではない。この規定は、英国における手続きおよびその他における手続きに適用される。

(f) 執行等の同意： 発行者は、いかなる手続きについても一般に、当該手続きに関連した救済の付与または訴状の発行（当該手続きにおいて発せられまたは与えられる命令もしくは判決の言渡し、いかなる財産（その利用もしくは意図された利用にかかわらない。）に対する実行または執行を含むが、これらに限定されない。）に同意する。

(g) 裁判権免除の放棄： 発行者はいかなる管轄地においても発行者またはその資産もしくは収入について訴訟、執行、差押え（判決前の執行のためであるかその他であるかを問わない。）またはその他の訴訟手続きからの免除を主張することができる限り、また当該免除（主張したか否かを問わない。）が当該法域において発行者またはその資産もしくは収入に帰属するものである限り、発行者は当該法域の法律により認められる最大限において、かかる免除を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意する。

10【公告の方法】

本債券に関する一切の通知は、ロンドンで一般に発行されている主要な英文の日刊紙に掲載されることにより、有効になされたものとみなされる。かかる掲載は、ロンドンにおいてフィナンシャル・タイムズになされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日になされたものとみなされ、2紙以上に掲載することが要求される場合には、掲載を要するすべての新聞において、最初に掲載された日になされたものとみなされる。

本債権者によりなされる通知は、書面により関連する本債券とともに財務代理人に提出することによりなされる。本債券のいずれかが大券により表章されている場合、かかる通知は本債券のいずれかの保有者により、場合により、ユーロクリアバンクS.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）および/またはクリアストリーム・バンキングS.A.（以下「クリアストリーム」という。）を通じて、場合により財務代理人および/またはユーロクリアおよび/またはクリアストリームがかかる目的のために承認する方法で、財務代理人に対して行うことができる。

11【その他】

- (1) 本債券は代理契約に従って発行される。
- (2) 本債券は無記名式で、当初は、発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリームのための共通預託機関に預託される仮大券（以下「仮大券」という。）により表章される。発行日から40日経過後の最初の日（以下「交換日」という。）以降、仮大券は、その呈示により全部または随時その一部を恒久大券（以下「恒久大券」という。）の持分と交換することができ、すべて交換される場合は財務代理人にもしくはその指示人に引渡される。恒久大券は恒久大券に定める一定の状況下で確定債券と交換することができる。ただし、恒久大券または確定債券との交換のために提出されたTEFRA Dルール対象の本債券の一部の場合は、額面金額に関する交換日以降の日付の非米国人および非米国居住者に関する証明書が当該交換のために提出されているものとする。
- (3) 本債券および利札に関する支払の発行者に対する請求は、それらに関して適用ある関連日から5年以内（元金の場合）または3年以内（利息の場合）なされない限り、時効により無効となる。
- (4) 本債権者または利札保有者が発行者に対して債権を有するものとして表示された金員に関して、本債券または利札に基づく支払がなされるべき通貨以外の通貨でこれらの者がいずれかの金額を受領または回収した場合（いずれかの法域の裁判所の判決または命令の結果または執行によるか、発行者の清算または解散を通じてかどうかを問わない。）は、受取人が当該他の通貨で受領または回収した金額で本債券または利札に基づく支払通貨での金額をかかると受領または回収の日（またはその日の購入が実務上可能でない場合には、それが可能になる最初の日）に購入しうる限度においてのみ発行者の債務弁済となる。受領または回収した金額が本債券または利札に基づき受取人に対して支払われるべきものとして表示されている金額に満たない場合は、発行者はその結果受取人が被った損失を補償するものとする。いかなる場合も、発行者はかかる購入のための費用を受取人に対して補償するものとする。本項の目的上、本債権者または利札保有者（場合による。）による証明は、実際に購入がなされた場合には損失を被っていたことで足りる。かかる補償は、発行者の他の債務とは別個の独立した債務であり、別個の独立した請求原因となり、いずれかの本債権者または利札保有者により与えられた支払猶予にかかわらず適用され、本債券もしくは利札または他の判決もしくは命令に基づき支払われるべき金員に関する他の判決、命令、請求または賠償額の予定の証明にかかわらず、完全に有効に存続する。
- (5) 本書には本債券に関して適用される要項の抜粋が含まれているが、これは発行者の「GMTNプログラム」に基づく発行者作成の2018年5月11日付のオフリング・サーキュラーに記載されている「債券の要項」を、プライシング・サプリメントによって補足、修正または差し替えたものに基づいている。

第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

本債券の売出しにかかる発行登録追補書類の提出の適法性に関する、発行者の韓国における法律顧問による法律意見書は、かかる追補書類とともに提出され、当該意見書の内容はかかる追補書類に記載される予定である。

第5【その他の記載事項】

発行者の名称およびロゴ、本債券の名称ならびに売出人の名称等が発行登録追補目論見書の表紙に記載される。

以下の「本債券への投資にあたっての留意事項」が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に記載される。

『本債券への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件に関して自分自身で検討し、そのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与えうるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つ又は複数のそれらのリスク又は要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、米ドル金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇する。本債券の期中に受け取る利子・売却時あるいは償還時の元本は米ドル建であり、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより売却損が生じるおそれがある。本債券の発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じ、投資額の一部または全部を失うおそれがある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、本債権者は売却することができない可能性がある。また、本債券を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、又は購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。』

< 「上記本債券以外の債券」に関する情報 >